

株主各位

第39回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2019年6月4日

ソフトバンクグループ株式会社

目 次

事業報告

「ソフトバンクグループ(株)の現況 **5** 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」 . . . 3 頁

連結持分変動計算書 . . . 8 頁

株主資本等変動計算書 . . . 10 頁

連結注記表 . . . 11 頁

個別注記表 . . . 57 頁

上記各事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://group.softbank/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

ソフトバンクグループ(株)の現況

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

ソフトバンクグループ(株)の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【1】業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、法令の遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役・使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動規範として、「ソフトバンクグループ役員・コンプライアンスコード」を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備する。

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、CCOはソフトバンクグループ(株)のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施するとともに、定期的にコンプライアンスに関する課題・対応状況を取締役会に報告する。
- ② 取締役・使用人が直接報告・相談できる社内外のホットライン（内部通報窓口）を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ③ 内部監査部門は、法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に説明することにより、監査役と連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ソフトバンクグループ(株)は、取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

- ① 「情報管理規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め、機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。
- ② 情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任し、CISOは情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソフトバンクグループ(株)は、事業運営における様々なリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備する。

- ① 「リスク管理規程」に基づき、各リスクに対応する責任部門を特定し、各責任部門においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、所定のエスカレーションフローに則り、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、被害（損失）の最小化を図る。
- ② 総務部は、各責任部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理プロセスの有効性について監査を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備する。

- ① 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
- ② 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役に独立した立場の社外取締役を含める。
- ③ 社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
- ④ 「業務分掌および職務権限に関する規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、グループの基本思想、理念の共有を図る「ソフトバンクグループ憲章」、およびグループ会社に対する管理方針・管理体制等を規定する「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」を定めるとともに、グループ会社およびその取締役・使用人が遵守すべき各種規則等を定め、グループ会社の規模や重要性等に鑑み、以下の体制を整備する。

- ① 当社グループのコンプライアンスの総責任者であるグループ・コンプライアンス・オフィサー（GCO）を選任し、GCOはグループ全体のコンプライアンス体制の確立・強化を推進する。また、グループ会社の取締役・使用人からの報告・相談を受け付けるグループホットラインを設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、グループホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

- ② 当社グループの情報セキュリティの総責任者であるグループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（GCISO）を選任し、GCISOはグループ全体の情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。
- ③ グループ各社の代表者からのソフトバンクグループ(株)に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。
- ④ 内部監査部門は、過去の監査実績のほか、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断するグループ各社に対して監査を行う。
- ⑤ グループ各社においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、ソフトバンクグループ(株)に対するエスカレーションフローに則り、ソフトバンクグループ(株)の指示のもと、被害（損失）の最小化を図る。

6. 反社会的勢力排除に向けた体制

ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保するものとし、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得る。

8. 監査役への報告体制

ソフトバンクグループ(株)の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社グループに関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- ② コンプライアンス体制に関する事項およびホットライン利用状況
- ③ 内部統制システムの整備状況
- ④ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ⑤ 法令・定款違反事項
- ⑥ 内部監査部門による監査結果
- ⑦ その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① ソフトバンクグループ(株)は、監査役が必要と認めた場合、当社グループの取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図る。
- ② ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、監査役に報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ③ 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、ソフトバンクグループ(株)が負担する。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、当社グループの取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修ならびにGCOからCCOに対するコンプライアンス体制の強化のための情報提供、必要に応じた助言等を継続的に実施している。また、ソフトバンクグループ(株)は、当社グループの取締役・使用人が直接報告・相談できるホットラインの設置・運用を通して、当社グループ全体のコンプライアンスの実効性確保に努めている。なお、これらの施策の効果について随時検証し、改善を行っている。

2. リスク管理に関する事項

「リスク管理規程」に基づき、ソフトバンクグループ(株)における各リスクに対応する責任部門においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を継続的に図っているほか、総務部が各責任部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取り締役会に報告している。当社グループ各社においても各社でリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を継続的に図っている。

3. グループ管理に関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、持株会社としてグループ会社を管理・監督するに当たって、「ソフトバンクグループ憲章」、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」ならびにグループ会社およびその役職員が遵守すべき各種規則を定め、上場会社など既に十分な社内体制を備えていると認められる会社や特別な取扱いが必要な会社、および特別目的会社などを除き、当該規程・規則をグループ会社に適用している。なお、社会環境の変化や当社グループの状況を踏まえた規程・規則の見直しを進めており、ソフトバンクグループ(株)は、当社グループの管理体制について、継続的に充実・強化に取り組んでいる。

4. 内部監査に関する事項

内部監査部門により、ソフトバンクグループ(株)の法令および定款の遵守体制・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行うほか、リスクが高いと判断するグループ各社への監査を継続して実施しており、監査結果を都度社長に報告している。

5. 取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「稟議規程」「業務分掌および職務権限に関する規程」等の社内規程に基づき、ソフトバンクグループ(株)の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては独立した立場の社外取締役を含め十分に審議できる環境を確保している。

6. 監査役の職務執行に関する事項

監査役はソフトバンクグループ(株)の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

連結持分変動計算書

(2019年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本 性金融商品	利益剰余金	自己株式
2018年4月1日	238,772	256,768	496,876	3,940,259	△66,458
新基準適用による累積的影響額(注)	—	—	—	300,615	—
2018年4月1日(修正後)	238,772	256,768	496,876	4,240,874	△66,458
包括利益					
純利益	—	—	—	1,411,199	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—
包括利益合計	—	—	—	1,411,199	—
所有者との取引額等					
剰余金の配当	—	—	—	△47,951	—
その他の資本性金融商品の所有者に対する分配	—	—	—	△31,736	—
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	—	—	—	△1,101	—
自己株式の取得及び処分	—	739	—	—	△377,024
企業結合による変動	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	1,164,459	—	—	—
関連会社の支配継続子会社に対する持分変動	—	41,579	—	—	—
関連会社の資本剰余金の変動に対する持分変動	—	△1,832	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	6,049	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	1,210,994	—	△80,788	△377,024
2019年3月31日	238,772	1,467,762	496,876	5,571,285	△443,482

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の包括利益累計額	合計		
2018年4月1日	317,959	5,184,176	1,088,846	6,273,022
新基準適用による累積的影響額 (注)	△57,828	242,787	21,300	264,087
2018年4月1日 (修正後)	260,131	5,426,963	1,110,146	6,537,109
包括利益				
純利益	—	1,411,199	43,419	1,454,618
その他の包括利益	29,036	29,036	18,641	47,677
包括利益合計	29,036	1,440,235	62,060	1,502,295
所有者との取引額等				
剰余金の配当	—	△47,951	△30,907	△78,858
その他の資本性金融商品の所有者に対する分配	—	△31,736	—	△31,736
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	1,101	—	—	—
自己株式の取得及び処分	—	△376,285	—	△376,285
企業結合による変動	—	—	6,115	6,115
支配継続子会社に対する持分変動	—	1,164,459	236,191	1,400,650
関連会社の支配継続子会社に対する持分変動	—	41,579	—	41,579
関連会社の資本剰余金の変動に対する持分変動	—	△1,832	—	△1,832
株式に基づく報酬取引	—	6,049	2,414	8,463
その他	—	—	1,704	1,704
所有者との取引額等合計	1,101	754,283	215,517	969,800
2019年3月31日	290,268	7,621,481	1,387,723	9,009,204

(注) IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用に伴い、遡及修正の累積的影響を利益剰余金およびその他の包括利益累計額に係る期首残高の修正として認識しています。これらの修正の内容については、「会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計
2018年4月1日 残 高	238,772	472,079	—	472,079	1,414	3,217,737	3,219,151
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△47,951	△47,951
当期純利益	—	—	—	—	—	1,977,693	1,977,693
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	739	739	—	—	—
株主資本以外の 項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の 変動額合計	—	—	739	739	—	1,929,741	1,929,741
2019年3月31日 残 高	238,772	472,079	739	472,819	1,414	5,147,478	5,148,893

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2018年4月1日 残 高	△66,458	3,863,544	4,141	4,141	8,704	3,876,390
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△47,951	—	—	—	△47,951
当期純利益	—	1,977,693	—	—	—	1,977,693
自己株式の取得	△384,102	△384,102	—	—	—	△384,102
自己株式の処分	7,078	7,818	—	—	—	7,818
株主資本以外の 項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	4,391	4,391	6,063	10,454
事業年度中の 変動額合計	△377,024	1,553,457	4,391	4,391	6,063	1,563,912
2019年3月31日 残 高	△443,482	5,417,001	8,532	8,532	14,768	5,440,301

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

ソフトバンクグループ(株)および子会社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」)に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

なお、本連結注記表において、文脈上別異に解される場合または別段の記載がある場合を除き、以下の社名または略称は以下の意味を有します。

社名または略称	意味
ソフトバンクグループ(株)	ソフトバンクグループ(株)(単体)
当社	ソフトバンクグループ(株)および子会社
※以下の略称の意味は、それぞれの会社の傘下に子会社がある場合、それらを含みます。	
スプリント	Sprint Corporation
アーム	Arm Limited
ソフトバンク・ビジョン・ファンド	SoftBank Vision Fund L.P.と代替の投資ビークル
デルタ・ファンド	SB Delta Fund (Jersey) L.P.
SBIA	SB Investment Advisers (UK) Limited
ブライトスター	Brightstar Global Group Inc.
フォートレス	Fortress Investment Group LLC
アリババ	Alibaba Group Holding Limited

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1,314社

主要な連結子会社の名称

ソフトバンク(株)、Sprint Corporation、ヤフー(株)、Arm Limited、SoftBank Vision Fund L.P.、SB Delta Fund (Jersey) L.P.、Brightstar Global Group Inc.、SoftBank Group Capital Limited

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 419社

主要な持分法適用会社の名称

Alibaba Group Holding Limited

持分法を適用しない主な関連会社の名称および理由

WeWork Companies, Inc.

ソフトバンク・ビジョン・ファンドからの関連会社に対する投資については、IAS第28号第18項に基づき、ベンチャー・キャピタル企業を通じて間接的に保有されている投資として、純損益を通じて公正価値で測定

4. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

関連会社のアリババについては、同社との契約などにより、同社の報告期間を統一することが実務上不可能であるため、報告期間が3カ月相違した同社の財務諸表に持分法を適用しています。なお、同社が公表した当該期間差における重要な取引または事象については、必要な調整を行っています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準および評価方法

a. 金融商品

金融資産および金融負債は、当社が金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」）および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下「FVTPLの金融負債」）を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

b. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」（以下「FVTOCIの負債性金融資産」）、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」（以下「FVTOCIの資本性金融資産」）、「FVTPLの金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

通常の方法によるすべての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

(c) FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」および「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合、「FVTPLの金融資産」に分類しています。連結財政状態計算書における「FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資」については、「(12) ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業に関する重要な会

計方針」をご参照ください。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

(e) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づく契約資産に対する予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。当社は、期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12カ月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権および契約資産については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
 - ・貨幣の時間価値
 - ・過去の事象、現在の状況、ならびに将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
- 当該測定に係る貸倒引当金の繰入額、および、その後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

(f) 金融資産の認識の中止

当社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

c. 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

非デリバティブ金融負債は、1つ以上の組込デリバティブを含む混合契約全体についてFVTPLの金融負債に指定した場合に、FVTPLの金融負債に分類します。当初認識後、FVTPLの金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消しまたは失効となった場合に認識を中止しています。

d. デリバティブおよびヘッジ会計

(a) デリバティブ

当社は、為替レート、金利および株価の変動によるリスクをヘッジするため、先物為替予約、通貨スワップおよびカラー取引などのデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しています。ヘッジ指定していないデリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、ヘッジ指定していないデリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。

(b) ヘッジ会計

当社は、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

当社は、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、正式に指定および文書化を行っています。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しています。具体的には、以下の要件のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しています。

- (i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- (ii) 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- (iii) ヘッジ関係のヘッジ比率が、実際にヘッジしているヘッジ対象の量とヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

なお、ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要件に合致しなくなったとしても、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を調整しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の包括利益累計額に累積しています。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しています。

ヘッジ対象である予定取引が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、以前にその他の包括利益で認識したその他の包括利益累計額を

振り替え、非金融資産または非金融負債の当初認識時の取得原価の測定に含めています（ベースス・アジャストメント）。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使された場合など、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ将来に向かってヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益として認識しています。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しています。

(c) 組込デリバティブ

主契約である非デリバティブ金融資産に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、主契約から分離せず、混合契約全体を一体のものとして会計処理しています。

主契約である非デリバティブ金融負債に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約の経済的特徴とリスクに密接に関連せず、組込デリバティブを含む金融商品全体がFVTPLの金融負債に分類されない場合には、組込デリバティブを主契約から分離し、独立したデリバティブとして会計処理しています。組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない場合には、混合契約全体をFVTPLの金融負債に指定し会計処理しています。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産は、主として携帯端末およびアクセサリ類から構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去および設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めています。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。土地および建設仮勘定は減価償却を行っていません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

建物及び構築物	
建物	30～50年
その他	10～15年
通信設備	
無線設備、交換設備および その他のネットワーク設備	5～30年
通信用鉄塔	10～42年
その他	5～40年
器具備品	
リース携帯端末	2～3年
その他	4～10年

資産の減価償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

ファイナンス・リースにより保有する資産は、リース期間の終了時までには所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っています。

b. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。当社内部で発生した研究開発費は、資産計上の要件を満たす開発活動に対する支出（自己創設無形資産）を除き、発生時に費用として認識しています。自己創設無形資産は当初認識時において、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定しています。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって、顧客基盤は主として級数法により、それ以外の無形資産は定額法により算定しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

ソフトウェア	
無線設備に係るソフトウェア	5～10年
その他	3～5年
テクノロジー	8～20年
顧客基盤	5～24年
周波数移行費用	18年
マネジメント契約	1.5～10年
有利なリース契約	9～23年
商標権（耐用年数を確定できるもの）	2～34年
その他	5～20年

資産の償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

周波数移行費用は、ソフトバンク㈱が割り当てを受けた周波数において、「終了促進措置」に基づき、既存の周波数利用者が他の周波数帯へ移行する際に発生した費用のうち、当社が負担した金額です。なお、耐用年数は過去の周波数利用実績に基づいて見積もっています。

有利なリース契約とは、企業結合時に、被取得企業の借手のオペレーティング・リース契約の条件が、支配獲得日現在の市場の条件と比べて有利である場合、その将来キャッシュ・フローの有利な差異に係る公正価値を見積り、無形資産として認識しているものです。

耐用年数を確定できない無形資産は、以下の通りです。

- ・ 米国連邦通信委員会（FCC）が付与する特定の周波数を利用するライセンス（以下「FCCライセンス」）
- ・ 商標権（耐用年数を確定できないもの）

FCCライセンスは規制当局の定める規制に準拠している限り、その更新・延長は最低限のコストで行うことができることから、FCCライセンスの耐用年数を確定できないと判断しています。

また、商標権のうち「Sprint」、「Boost Mobile」などの事業が継続する限りは法的に継続使用でき、かつ、予見可能な将来に渡ってサービスを提供することを経営陣が計画している商標権については、耐用年数を確定できないと判断しています。

これらの耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、償却は行っていません。これらの減損については「(5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

(4) のれんの会計処理

当初認識時におけるのれんの測定は、「(11) 企業結合の会計処理」をご参照ください。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損については「(5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

関連会社または共同支配企業に対する投資額の取得原価が、取得日に認識された識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社持分を超える金額は、のれんとして認識し、当該会社に対する投資の帳簿価額に含めています。

当該のれんは区分して認識されないため、のれん個別での減損テストは実施していません。これに代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しています。

(5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損

a. 有形固定資産および無形資産の減損

当社では、期末日に、有形固定資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しています。

b. のれんの減損

当社では、期末日および各四半期末日ごとに、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(6) 確定給付制度の会計処理

ソフトバンク(株)は、確定給付型退職一時金制度について、2006年3月および2007年3月を支給対象期間末として凍結しています。凍結した確定給付型退職一時金制度の債務は、従業員の将来の退職時に一時金として支払われるまで、確定給付負債として認識しています。

また、スプリントは確定給付型年金制度について、2005年12月を支給対象期間末として凍結しています。凍結した確定給付型年金制度の債務は、従業員の将来の退職時より年金として支払われるまで、確定給付負債として認識しています。

確定給付制度に関連して認識する負債（確定給付負債）は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定給付制度債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて算定し、その現在価値は、給付が見込まれる期間に近似した優良社債の市場利回りに基づく割引率を用いて算定しています。

確定給付費用は、勤務費用、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額および確定給付負債（資産）の純額に係る再測定から構成されます。勤務費用および利息純額については、純損益で認識し、利息純額の算定には前述の割引率を使用しています。

なお、凍結した確定給付制度債務は、凍結時に確定した退職給付額に基づき算定しています。したがって、これらの確定給付制度については勤務費用の発生はありません。

当社では、再測定は数理計算上の差異および制度資産に係る収益（利息純額に含まれる金額を除く）から構成され、その他の包括利益で認識し、直ちにその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えています。

(7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社が過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しています。

当社は引当金として、資産除去債務、リストラクチャリング引当金、利息返還損失引当金および受注損失引当金を認識しています。

リストラクチャリング引当金は、当社が詳細な公式計画を有し、計画の実施や特徴の公表などにより、影響を受ける関係者へリストラクチャリングの実行を予告させる場合に認識しています。

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しています。

(8) 収益の認識基準

当社における主要な収益認識基準は、以下の通りです。

ソフトバンク事業およびスプリント事業

ソフトバンク事業およびスプリント事業では、主に移動通信サービス、携帯端末の販売および固定通信サービスを行っており、ソフトバンク事業では、その他にブロードバンドサービスおよび流通サービスも行っています。

a. 移動通信サービスおよび携帯端末の販売

当社は、契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなる移動通信サービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

移動通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入（以下「移動通信サービス収入」）と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益（以下「携帯端末売上」）は、契約者またはディーラーに対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社がディーラーに対して携帯端末を販売し、ディーラーを通じて契約者と通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社が契約者に対して携帯端末を販売し、直接、通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。

移動通信サービス収入は、契約者へ月次で請求され、短期のうちに支払期限が到来します。間接販売の携帯端末売上は、ディーラーへの販売時に請求され、その後、主なものは短期のうちに支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末売上は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、短期のうちに支払期限が到来する割賦払いがあります。これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。

移動通信サービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の経験に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

ソフトバンク事業では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、追加保証サービスを別個の履行義務としています。

リース契約の対象となる携帯端末の収益は、オペレーティング・リースと判断される場合にはリース期間にわたって、ファイナンス・リースと判断される場合にはリース期間の開始日において認識しています。

プリペイド契約は、顧客からの前払い金額を契約負債として認識し、使用が予想される総額に対して顧客が使用した金額の割合に応じて取り崩し、収益として認識しています。

(a) 間接販売

携帯端末売上は、ディーラーが携帯端末に対する支配を獲得したと考えられるディーラーへの引き渡し時点で収益として認識しています。なお、ソフトバンク事業では、ディーラーに対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は過去の経験に基づいて金額を見積り、収益から控除しています。

移動通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、移動通信サービス収入から控除しています。

手数料収入のうち、契約事務手数料収入および機種変更手数料収入は契約負債として認識し、移動通信サービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

(b) 直接販売

携帯端末売上、移動通信サービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末および移動通信サービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上および移動通信サービス収入に配分します。なお、携帯端末売上および移動通信サービス収入に関する割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契

約資産として認識し、移動通信サービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、移動通信サービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上および移動通信サービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末および移動通信サービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。

移動通信サービス収入に配分された金額は、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

なお、契約資産は、連結財政状態計算書上、「その他の流動資産」または「その他の非流動資産」に含めて表示しています。また、契約負債は、連結財政状態計算書上、「その他の流動負債」または「その他の非流動負債」に含めて表示しています。

b. 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービス（以下「固定通信サービス収入」）からなります。

固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

ソフトバンク事業のブロードバンドサービスおよび流通サービスにおける収益認識基準は、以下の通りです。

c. ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入（以下「ブロードバンドサービス収入」）と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

d. 流通サービス

流通サービスにおける収益は、主に日本国内でのパソコン向けソフトウェア、周辺機器および携帯端末アクセサリーの販売により構成されます。流通サービスの収益は、顧客が物品等に対する支配を獲得したと考えられる顧客への引き渡し時点で収益として認識しています。

なお、当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しています。

ヤフー事業

ヤフー事業における収益は、検索連動型広告、ディスプレイ広告、物品販売、eコマース関連の手数料収入および会員収入からなります。

検索連動型広告は、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で収益を認識しています。

ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」等からなります。

プレミアム広告は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で収益を認識しています。

物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で収益として認識しています。

eコマース関連の手数料収入は、「ヤフオク!」等からなります。

「ヤフオク!」については、個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した場合における出品者に対する落札システム利用料を、取引成立時点において収益として認識しています。

会員収入については、個人ユーザー向けに様々な会員特典を受けられる「Yahoo!プレミアム」を販売しており、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

アーム事業

アーム事業における収益は、主に、アームのテクノロジーのライセンス収入およびライセンス先の企業がアームのテクノロジーを含むチップを販売することにより生じるロイヤルティー収入からなります。

知的財産を使用する権利に関連したライセンス収入は、顧客がライセンスの使用を指図し、当該ライセンスから残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を有することとなる、顧客がライセンスに対する支配を獲得した時点で収益として認識しています。

ロイヤルティー収入は、ライセンス先の企業がアームのテクノロジーを含むチップを販売することから生じており、ライセンス先の企業においてチップが販売された時点で収益として認識しています。当社は、ライセンス先の企業におけるチップの販売から生じるロイヤルティー収入を各四半期において見積っています。ロイヤルティー収入は、その後の期間において、ライセンス先の企業からのロイヤルティーレポートを受領することで確定します。

ブライトスター事業

ブライトスター事業における収益は、主に、海外での通信事業者や小売業者への携帯端末の販売および日本国内でのパソコン向けソフトウェア、周辺機器、携帯端末アクセサリーの販売からなります。

ブライトスター事業の収益は、物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した物品に対して当社が継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。

なお、当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しています。

(9) 契約獲得コスト

当社は、契約者との通信契約を獲得しなければ発生しなかったコストについて、回収が見込まれるものを契約獲得コストにかかる資産として認識しています。当社において、資産計上される契約獲得コストは、主に、ディーラーが契約者との間で、当社と契約者との間の移動通信契約の獲得および更新を行った場合に支払う販売手数料です。

契約獲得コストは、当該コストに関連する財またはサービスが提供されると予想される期間にわたって、定額法により償却しています。また、当社では、期末日および各四半期末日ごとに、資産化した契約獲得コストに対する減損の評価を実施しています。

なお、当社では、IFRS第15号における実務上の便法を使用し、契約獲得コストの償却期間が1年以内である場合には、契約獲得コストを発生時に費用として認識しています。

(10) 外貨の換算基準

a. 外貨建取引

グループ各社の財務諸表は、その企業が営業活動を行う主要な経済環境における通貨(以下「機能通貨」)で作成しています。機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は取引日の為替レートを用いて換算しています。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定される非貨幣性の売却可能金融資産およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額はその他の包括利益で認識しています。

b. 在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債(取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む)は、期末日の為替レートにより日本円に換算しています。

収益および費用については、四半期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。ただし、取引日の為替レートによる換算の結果と近似しない場合には、取引日の為替レートを用いて換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識の上、その他の包括利益累計額に累積しています。

在外営業活動体について、支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は、処分した会計期間に純損益として認識しています。

(11) 企業結合の会計処理

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しています。

企業結合時に引き渡した対価は、当社が移転した資産、当社が引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、および支配獲得日における当社が発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しています。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しています。

- ・ 繰延税金資産または繰延税金負債、および従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・ 被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社の制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・ 売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社は、非支配持分を公正価値、または当社で認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引ごとに選択しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社が以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。

支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、純損益で認識しています。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社は、完了していない項目については暫定的な金額で報告しています。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としています。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しています。

(12) ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業に関する重要な会計方針

当社は、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対し、以下の会計方針を採用しています。

- a. 当社によるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の連結
ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドは当社の100%子会社であるジェネラル・パートナーにより設立されたりミテッド・パートナーシップであり、その組織形態からストラクチャード・エンティティに該当します。当社は、以下の理由により、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドを連結しています。
ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドは、SBIAに設置された投資委員会を通じて、投資の意思決定を行います。SBIAは当社の英国100%子会社であり、

当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対しIFRS第10号「連結財務諸表」に規定するパワーを有しています。また、SBIAが成功報酬を受け取り、当社はリミテッド・パートナーに帰属する投資成果に応じた分配をリターンとして受け取ります。当社は、ファンドに対するパワーを通じ、当該リターンに影響を及ぼす能力を有することから、各ファンドに対しIFRS第10号に基づく支配力を有しています。

なお、各ファンドから支払われるSBIAへの管理報酬および成功報酬等は内部取引として連結上消去しています。

b. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドによる投資

(a) 子会社への投資

ソフトバンク・ビジョン・ファンドが投資している投資先のうち、当社がIFRS第10号で規定する支配を有している投資先は当社の子会社であり、その業績および資産・負債を当社の連結財務諸表に取り込んでいます。

なお、ソフトバンク・ビジョン・ファンドで計上した当社の子会社への投資に係る投資損益は、内部取引として連結上消去します。

(b) 関連会社および共同支配企業への投資

ソフトバンク・ビジョン・ファンドが投資している投資先のうち、当社がIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で規定する重要な影響力を有している投資先は当社の関連会社であり、IFRS第11号「共同支配の取決め」で規定するソフトバンク・ビジョン・ファンドを含む投資家による共同支配の取決めがあり、投資家が取決めの純資産に対する権利を有している投資先は当社の共同支配企業です。

ソフトバンク・ビジョン・ファンドを通じた当社の関連会社および共同支配企業への投資については、IAS第28号第18項に基づきFVTPLの金融商品として会計処理し、連結財政状態計算書上、「FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資」として表示しています。

(c) その他の投資

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドを通じた当社のその他の会社への投資については、FVTPLの金融商品として会計処理しています。当該投資の連結財政状態計算書上の表示は上記「(b) 関連会社および共同支配企業への投資」と同様です。

c. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの業績表示

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業から生じる損益は、他の事業から生じる営業損益と区分して、営業利益の内訳として、連結損益計算書上「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として表示しています。当該科目には、上記「b. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドによる投資」から生じる投資損益（投資の売却による実現損益、投資の未実現評価損益、投資先からの利息配当収益。ただし、子会社株式に対する投資損益を除く。）と、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドを構成する事業体

の設立費用、SBIA等で発生した取引調査費用および各社で発生した管理費用などの営業費用が含まれます。

d. ブリッジ投資

ソフトバンクグループ(株)またはその子会社がソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドへの紹介を前提として取得し、かつ、その取得時点でソフトバンク・ビジョン・ファンドの投資対象に合致していた投資（以下「ブリッジ投資」）は、FVTPLの金融商品として会計処理しています。

当社は、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの投資委員会などによる合意（および必要に応じてリミテッド・パートナーからの合意）や関係規制当局の承認が得られることで、移管が決定されたと認識します。当社は、移管の決定の認識を起因として、移管が決定された年度以降の連結財務諸表における表示を変更しています。具体的な表示は、投資時期に応じて以下の通りです。

(a) 2019年3月31日に終了した1年間に行った投資

2019年3月31日に終了した1年間に移管が決定されたと認識した投資（以下「移管が決定された投資」）については、投資当初からソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドが投資したものとして、連結財政状態計算書上「FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資」、連結損益計算書上「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として表示しています。

一方、2019年3月31日において移管が決定されていない投資については、連結財政状態計算書上「投資有価証券」、連結損益計算書上「その他の営業外損益（FVTPLの金融商品から生じる損益）」として表示しています。

(b) 2018年3月31日以前に行った投資

2019年3月31日に終了した1年間に移管が決定された投資

2019年3月31日に終了した1年間に移管が決定された投資については、2018年4月1日に移管が決定されたものとして、2019年3月31日の当該投資の帳簿価額を連結財政状態計算書上「FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資」、2019年3月31日に終了した1年間の当該投資に係る投資損益を連結損益計算書上「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として表示しています。

e. ブリッジ投資以外の移管決定投資

ブリッジ投資以外の投資で移管が決定された投資は、移管決定前の会計処理を継続しています。これに従い、2019年3月31日に終了した1年間において移管が決定した投資は、FVTPLの金融商品として会計処理しています。

2019年3月31日に終了した1年間に移管が決定された投資は、移管が決定された時点からソフトバンク・ビジョン・ファンドが投資したものとして、2019年3月31日の当該投資の帳簿価額を連結財政状態計算書上「FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資」、2018年4月1日におけ

る帳簿価額と移管価額の差額を連結損益計算書上「その他の営業外損益（FVTPLの金融商品から生じる損益）」、移管価額と2019年3月31日の公正価値の差額から生じた投資損益を「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として表示しています。

f. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対するリミテッド・パートナーの出資持分

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドは、参画するリミテッド・パートナーに対して資金拠出の要請（以下「キャピタル・コール」）を行います。

(a) 当社以外のリミテッド・パートナーの出資持分

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに参画する当社以外のリミテッド・パートナー（以下「外部投資家」）が保有するソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対する持分は、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントにおいて存続期間（ソフトバンク・ビジョン・ファンドは原則2029年11月20日まで、デルタ・ファンドは原則2029年9月27日まで）が予め定められており、存続期間満了時におけるリミテッド・パートナーへの支払いが明記されています。このため、連結財政状態計算書上「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分」として負債に計上し、「償却原価で測定する金融負債」に分類しています。当該負債の帳簿価額は、各期末で同ファンドを清算したと仮定した場合、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントに基づき外部投資家に帰属する持分の金額です。

「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分」は、キャピタル・コールに基づく外部投資家からの払込、外部投資家への分配・返還、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの業績により変動します。このうち、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの業績による変動は、連結損益計算書上、「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分の増減額」として表示しています。

外部投資家に対するキャピタル・コールの将来実行可能額は、IFRS第9号「金融商品」の範囲外であるため、連結財政状態計算書に計上しません。

(b) 当社の出資持分

リミテッド・パートナーとしての当社のソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドへの出資は、連結上消去しています。

(13) 消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(会計方針の変更に関する注記)

新たな基準書および解釈指針の適用

当社は、2019年3月31日に終了した1年間より以下の基準を適用しています。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	IFRS第9号は従来のIAS第39号の内容を置換えるもので、主な改訂内容は下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none">・金融商品の測定区分（償却原価と公正価値）への分類と測定に関する改訂・金融負債を公正価値測定した場合の公正価値変動額の取扱いに関する改訂・ヘッジ対象およびヘッジ手段の適格要件とヘッジの有効性に関する要求事項の改訂・予想信用損失に基づく減損モデルの導入による減損の測定アプローチに関する改訂
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	IFRS第15号は従来のIAS第11号およびIAS第18号を置換えるもので、主な改訂内容は下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none">・収益の認識について、以下の5つのステップで行うアプローチを要求する改訂<ol style="list-style-type: none">a. 顧客との契約の識別b. 契約における履行義務の識別c. 取引価格の算定d. 取引価格の契約における履行義務への配分e. 履行義務の充足時（または充足につれて）の収益認識・契約コスト、ライセンス、製品保証などの取扱いに関する改訂・収益認識に関連する開示要求の拡大

その他の新たな基準書および解釈指針の適用による当社への重要な影響はありません。

当社は、IFRS第9号の経過措置に従って、適用開始日時点（2018年4月1日）で保有している金融商品について遡及適用し、その累積的影響を適用開始日の利益剰余金期首残高およびその他の包括利益累計額の修正として認識する方法を採用しています。

当社は、IFRS第15号の経過措置に従って、適用開始日時点（2018年4月1日）で完了していない契約について遡及適用し、その累積的影響を適用開始日の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を採用しています。

IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用が、当社の2018年4月1日の連結財政状態計算書および2019年3月31日に終了した1年間の連結財務諸表に与える主な影響は、以下の通りです。

(連結財政状態計算書)

2018年4月1日

(単位：百万円)

	新基準 適用前	IFRS第9号 調整額	IFRS第15号 調整額	新基準 適用後
(資産の部)				
営業債権及びその他の債権	2,314,353	75	6,580	2,321,008
棚卸資産	362,041	-	△2,539	359,502
その他の流動資産(注1)	344,374	△177	12,416	356,613
無形資産	6,784,550	-	△13,271	6,771,279
契約獲得コスト(注2)	-	-	304,778	304,778
繰延税金資産	647,514	31	△54,466	593,079
その他の非流動資産(注1)	221,232	-	△21,999	199,233
(負債及び資本の部)				
営業債務及びその他の債務(注1)	1,816,010	-	△62,238	1,753,772
その他の流動負債(注1)	658,961	-	46,900	705,861
繰延税金負債	1,085,626	-	41,387	1,127,013
その他の非流動負債(注1)	303,915	-	△58,029	245,886
利益剰余金(注1)(注2)(注5)	3,940,259	52,537	248,078	4,240,874
その他の包括利益累計額(注5)	317,959	△52,531	△5,297	260,131
非支配持分	1,088,846	△22	21,322	1,110,146

(連結財政状態計算書)

2019年3月31日

(単位：百万円)

	新基準 適用前	IFRS第9号 調整額	IFRS第15号 調整額	新基準 適用後
(資産の部)				
営業債権及びその他の債権	2,324,372	55	15,550	2,339,977
棚卸資産	367,512	-	△2,252	365,260
その他の流動資産(注1)	712,328	1	54,227	766,556
無形資産	6,915,549	-	△23,354	6,892,195
契約獲得コスト(注2)	-	-	384,076	384,076
繰延税金資産	656,928	31	△70,016	586,943
その他の非流動資産(注1)	207,746	-	8,213	215,959
(負債及び資本の部)				
営業債務及びその他の債務(注1)	1,999,412	-	△89,804	1,909,608
その他の流動負債(注1)	1,099,240	-	59,115	1,158,355
繰延税金負債	1,324,240	-	66,832	1,391,072
その他の非流動負債(注1)	323,317	-	△64,737	258,580
利益剰余金(注1)(注2)(注5)	5,045,863	175,084	350,338	5,571,285
その他の包括利益累計額(注5)	465,228	△174,951	△9	290,268
非支配持分	1,342,375	△13	45,361	1,387,723

(連結損益計算書)

2019年3月31日に終了した1年間

	(単位：百万円)			
	新基準 適用前	IFRS第9号 調整額	IFRS第15号 調整額	新基準 適用後
売上高(注1)	9,542,926	-	59,310	9,602,236
売上原価	△5,733,204	-	△14,467	△5,747,671
売上総利益	3,809,722	-	44,843	3,854,565
販売費及び一般管理費(注2)	△2,910,922	4,334	119,914	△2,786,674
ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよび デルタ・ファンドからの営業利益(注5)	1,121,114	135,527	-	1,256,641
営業利益	2,049,338	139,861	164,732	2,353,931
持分法による投資損益	365,768	△48,974	-	316,794
その他の営業外損益(注3)(注5)	76,644	5,765	△141	82,268
法人所得税	△220,867	23,411	△39,228	△236,684
純利益	1,209,192	120,063	125,363	1,454,618
基本的1株当たり純利益(円)	1,061.72	112.41	94.02	1,268.15
希薄化後1株当たり純利益(円)	1,050.46	112.21	93.86	1,256.53

(注1) 移動通信サービスおよび携帯端末の販売

移動通信サービス収入および携帯端末売上の間での取引価格の配分および収益認識の時点に関する様々な変更があります。そのうち、主なものは、端末補助金に関する会計処理の変更および契約事務手数料収入および機種変更手数料収入の繰り延べ期間の変更などから生じています。また、当社は、従来、契約事務に係る直接費用を契約事務手数料収入および機種変更手数料収入と同期間にわたって繰り延べていました。IFRS第15号の適用に伴い、当社では、契約事務に係る直接費用のうち契約履行コストに該当する部分を除き、発生時に費用として認識しています。

(注2) 契約獲得コストの資産化

当社は、従来、移動通信契約に関連するディーラーへの販売手数料は、発生時に費用として認識していました。IFRS第15号の適用に伴い、当社では、これらの販売手数料のうち、契約者との移動通信契約を獲得しなければ発生しなかったコストについて、回収が見込まれるものを契約獲得コストとして資産化しています。契約獲得コストは、当該コストに関連するサービスが提供されると予想される期間にわたって、定額法により償却しています。

(注3) 以前に売却可能金融資産として分類していた金融資産について、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択をすることにより、FVTOCIの資本性金融資産に分類したことによるものです。

(注4) 以前に売却可能金融資産として分類していた金融資産について、ビジネスモデルとキャッシュ・フロー特性に応じて、FVTOCIの負債性金融資産に分類したことによるものです。

(注5) 以前に売却可能金融資産として分類していた(注3)、(注4)以外の金融資産について、FVTPLの金融資産に分類したことによるものです。

IFRS第9号の適用による、2018年4月1日における分類変更から生じる主な帳簿価額への影響は以下の通りです。金融負債の分類変更および帳簿価額への影響はありません。

2018年4月1日

旧基準 (IAS第39号)		分類変更			新基準 (IFRS第9号)	
金融資産の分類	帳簿価額	売却可能 金融資産から FVTPLの金融 資産への変更	売却可能 金融資産から 償却原価で 測定する金融 資産への変更	貸付金及び 債権から FVTPLの金融 資産への変更	金融資産の分類	帳簿価額
FVTPLの金融資産	4,749,563	501,941	-	3,655	FVTPLの金融資産	5,255,159
ヘッジ指定した デリバティブ	4,358	-	-	-	ヘッジ指定した デリバティブ	4,358
売却可能金融資産	860,147	△501,941	△100	-	FVTOCIの負債性 金融資産	249,427
満期保有投資	116,172	-	100	△3,655	FVTOCIの資本性 金融資産	108,679
貸付金及び債権	3,267,848	-	-	-	償却原価で測定 する金融資産	3,380,465
金融資産 合計	8,998,088	-	-	-	金融資産 合計	8,998,088

2018年4月1日における当社の主要な金融資産のIAS第39号に基づく当初の測定区分とIFRS第9号に基づく新たな測定区分は以下の通りです。金融負債の測定区分の変更および帳簿価額への影響はありません。

2018年4月1日

主要な金融資産	旧基準 (IAS第39号)		新基準 (IFRS第9号)	
	測定区分	帳簿価額	測定区分	帳簿価額
株式				
ソフトバンク・ビジョン・ ファンドおよびデルタ・ ファンドからの投資	FVTPL	2,817,160	FVTPL (注6)	2,817,160
その他の株式	売却可能 金融資産	525,951	FVTOCI (注7)	102,368
	FVTPL	1,802,152	FVTPL	423,583
債券	売却可能 金融資産	240,921	FVTPL (注6)	1,802,152
			償却原価	100
営業債権及びその他の債権	償却原価	2,314,353	FVTOCI (注8)	224,090
			FVTPL	16,731
			償却原価	2,314,428

- (注6) IFRS第9号の適用に伴い、指定ではなくIFRS第9号の分類の要件に沿い、FVTPLの金融資産に分類しました。
- (注7) 売却可能金融資産として分類していた金融資産について、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択をすることにより、FVTOCIの資本性金融資産に分類しました。
- (注8) 売却可能金融資産として分類していた金融資産について、その契約上のキャッシュ・フローが回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されているため、FVTOCIの負債性金融資産に分類しました。

(表示方法の変更に関する注記)

連結財政状態計算書

前連結会計年度において、「その他の金融負債（流動）」に含めて表示していた「デリバティブ金融負債（流動）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

1. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対する外部投資家持分の出資持分の測定に関する見積り
〔(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5.会計方針に関する事項 (12) ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業に関する重要な会計方針〕をご参照ください。
2. 金融商品の公正価値
当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドによる投資、同ファンドへの移管を前提とした投資および普通株式と特徴が実質的に異なる優先株式投資についてはFVTPLの金融資産として、公正価値の測定において見積りを行っています。同ファンドによる投資については〔(連結損益計算書に関する注記) 2.ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業〕をご参照ください。
3. 持分法投資の減損損失
〔(連結損益計算書に関する注記) 6.その他の営業外損益〕をご参照ください。
4. 売却目的保有に分類された資産への分類
〔(その他の注記) 1.アリババ株式先渡売買契約取引〕をご参照ください。
5. 繰越欠損金使用の見積りの変更
〔(その他の注記) 2.法人所得税〕をご参照ください。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保提供、株式等貸借取引契約による借入金等

(1) 担保提供資産および対応債務

当社が担保に供している資産および担保権によって担保されている債務は以下の通りです。

(単位：百万円)

担保に供している資産	
現金及び現金同等物	7,461
営業債権及びその他の債権	14,202
その他の金融資産（流動）	12,280
その他の流動資産	1,640
売却目的保有に分類された資産（注1）	224,201
有形固定資産	638,388
無形資産	8,147
持分法で会計処理されている投資 （注1、2）	559,656
投資有価証券	10,352
合計	<u>1,476,327</u>

担保権によって担保されている債務

有利子負債	
短期借入金	4,472
1年内返済予定の長期借入金	140,077
1年内返済予定の株式先渡契約金融負債 （注1）	730,601
1年内支払予定の割賦購入による未払金	623
長期借入金（注2）	811,865
割賦購入による未払金	1,672
デリバティブ金融負債（非流動）	278
合計	<u>1,689,588</u>

(注1) 1年内返済予定の株式先渡契約金融負債730,601百万円に対して、アリババ株式263,457百万円（連結上の帳簿価額）を担保に供しています。詳細は、「(その他の注記) 1.アリババ株式先渡売買契約取引」をご参照ください。

(注2) 当社100%子会社の長期借入金557,152百万円に対して、当該子会社が保有するアリババ株式520,400百万円（連結上の帳簿価額）を担保に供しています。当該借入金には担保となるアリババ株式の時価の大幅な下落等の一定の事由が生じた場合、期限前返済となる条項が付されており、借入金の早期返済を求められる可能性があります。なお、当該借入金はノンリコース債務のため、ソフトバンクグループ(株)には遡及しません。また、期限前返済となる条項が発動した際に当該子会社が借入金の返済を行わない場合には、債権者は担保株式の処分が可能となります。

上記の他、以下の資産を担保に供しています。

a. スプリント

スプリントの借入金および社債約115億米ドルに対して同社の資産約710億米ドル（連結消去前）を担保に供しています。

b. ブライトスター

ブライトスターの借入金5億米ドルに対して同社の資産18億米ドル（連結消去前）を担保に供しています。

c. フォートレス

フォートレス買収取引の資金を調達するために締結された12億米ドルのタームローン契約において、フォートレスおよびその買収ストラクチャー内の完全子会社4社の出資持分を担保に供しています。

d. その他

銀行業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として投資有価証券61,595百万円を差入れています。また、その他の金融資産（非流動）には、中央清算機関差入証拠金77,655百万円を含みます。

(2) 株式等貸借取引契約による借入金

子会社株式の一部について株式等貸借取引契約により消費貸借取引を行い、受け入れた現金は、短期借入金として認識し、有利子負債に含めて表示しています。

(単位：百万円)

有利子負債	
短期借入金	199,200

(3) その他

a. 割賦払いによる所有権の留保

当社が割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産およびこれらに対応する有利子負債残高は以下の通りです。

(単位：百万円)

所有権が留保されている資産	
有形固定資産	15,861
無形資産	4,666
合計	<u>20,527</u>

有利子負債	
1年内支払予定の割賦購入による未払金	7,601
割賦購入による未払金	686
合計	<u>8,287</u>

b. 日本銀行への預け金

銀行業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額（法定準備預金額）を日本銀行に預け入れる義務があります。2019年3月31日において、現金及び現金同等物のうち237,018百万円は銀行業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

	(単位：百万円)
営業債権及びその他の債権	61,131
その他の金融資産（非流動）	38,917
合計	<u>100,048</u>

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)
4,596,554

4. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社における貸出コミットメントは、主にヤフー事業におけるクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額です。

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社が任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

	(単位：百万円)
貸出コミットメント	4,184,284
貸出実行残高	327,376
未実行残高	<u>3,856,908</u>

(2) 保証債務

当社における保証債務は、以下の通りです。主に信用保証業務において提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を行っています。

	(単位：百万円)
保証契約の総額	15,030
保証残高	7,810

(3) 訴訟

ソフトバンクグループ(株)および一部の子会社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金は計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼすものとは想定

していません。

a. ソフトバンク(株)を当事者とする訴訟

- (a) ソフトバンク(株)は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社（以下「JPiT」）を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線（5次PNET）へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

ソフトバンク(株)は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

ソフトバンク(株)は、この追加業務に関する報酬等（約149億円）について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

- (b) ソフトバンク(株)は、2015年4月30日に、JPiTを原告、ソフトバンク(株)および株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）を共同被告とする訴訟の提起を受けました。JPiTは、当該訴訟において、ソフトバンク(株)およびNRIに対し、上記(a)に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害（161.5億円）が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

ソフトバンク(株)は、当該訴訟において、JPiTの主張を全面的に争う方針です。

なお、2015年7月29日付で、上記(b)の訴訟を上記(a)の訴訟に併合する決定がありました。また、ソフトバンク(株)は上記(a)の訴訟について追加業務に関する報酬等を精査した結果、2015年11月13日に請求額を約149億円から約204億円に変更し、さらにJPiTに対して提供中の回線の仕入価格の変更等を受けて、2016年10月12日に請求額を約204億円から約223億円の、2017年9月7日に約223億円から約240億円に変更しました。

b. スプリントおよびその子会社を当事者とする訴訟等

- (a) 2019年4月22日に、ニューヨーク州連邦裁判所において、スプリント及び同社執行役員2名に対し、訴状が提出されました。当該訴訟（Meneses et al. v. Sprint Corporation et al.）は、スプリントの株主代表訴訟として提起されたものであり、2019年1月から2019年4月までの間における、ポストペイド加入者の純増分の一部に、無料回線によるものが含まれ、かつ、廉価なタブレット端末やその他非電話端末を含んでいること及びプリペイド加入者をポストペイド加入者に含めたことについて、被告が適切に開示しておらず、連邦証券法及び同規則に反すると主張するものです。原告は、損害、合理的な費用及び弁護士費用の支払いを求めています。スプリントは、当該訴訟には根拠がないと考えています。

- (b) 2012年4月19日に、ニューヨーク州司法長官は、スプリント・コミュニケーションズが、2005年7月以来、無線電話サービスの販売から得られた収益に対するニューヨークの物品販売税につき、不正に1億米ドルを超える金額を顧客から徴収せず、支払わなかったとして訴追請求状を提出しました。当該訴追請求状は罰金および利息とともに州の虚偽請求取締法 (the State False Claims Act) に基づき損害額の3倍の賠償を求めるものです。

2012年6月14日に、スプリント・コミュニケーションズは、訴追請求を却下するように申し立てました。2013年7月1日、裁判所は、ニューヨーク州司法長官による訴追請求における一定の訴因及び一定の訴因の一部について却下したものの、スプリント・コミュニケーションズによる訴追請求を却下するよう求める申立てについては、その大部分を却下する決定をしました。スプリント・コミュニケーションズは当該決定に対し上訴しましたが、中間上訴裁判所 (intermediate appellate court) は原裁判所による決定を維持しました。2015年10月20日、ニューヨーク州高等裁判所は、税務条項がスプリント・コミュニケーションズに対して当該物品販売税につき徴収及び支払義務を課しているとの上訴裁判所の判断を支持しました。スプリント・コミュニケーションズの連邦最高裁に対する連邦法専占 (federal preemption) の主張に基づく上告受理申立は却下されました。これを受けてスプリント・コミュニケーションズは、訴訟継続中ではあったものの、徴収すべきとされた物品販売税額を異議留保付きで支払いました。2018年12月21日、スプリント・コミュニケーションズとニューヨーク州は本件を本件とは別の税金の件とともに和解しました。その結果、スプリントは2019年3月31日に終了した1年間に訴訟費用50百万米ドルを追加で計上しました。

株主によるスプリント・コミュニケーションズ並びにその一定の現任又は退任の役員及び取締役に対する派生的な訴訟が8件提起されました。いずれの訴訟においても、概して、各被告がニューヨーク州司法長官によって提起された訴訟において主張された行為を許可したこと又は開示しなかったことが、スプリント・コミュニケーションズ及びその株主に対する信認義務違反に該当するという主張がなされました。このうちの1件の訴訟は、ルイジアナ州地方警察退職者システム (the Louisiana Municipal Police Employees Retirement System) によって提起され、連邦裁判所によって却下されました。2件の訴訟は、カンザス州ジョンソン郡の州裁判所に提起され、そのうちの1件は争訟性を欠くものとして却下されました。そして、残りの5件の訴訟はカンザス州の連邦裁判所で係属しています。カンザス州における係属中の訴訟は、ニューヨーク州司法長官によって提起された訴訟についての結論が出ていないことに伴い停止しています。

- (c) 現在、スプリントは、スプリントによる複数の特許権の侵害を理由とした複数の訴訟に関わっています。これらの訴訟の大部分は、実質的には金銭賠償のみを求めるものです。他方で、これらの訴訟のうちごく一部は製品を販売している会社から提起され、当該会社から金銭賠償に併せて差止めによる救済も求められています。これらの訴訟は様々な段階に進んでおり、これらのうち少数のものは、別段の決定がなされない限り、審判 (trial) に移行する可能性があります。これらの訴訟についてスプリントに不利な判決がなされた場合、多額の損害の賠償、一定の行為の中止又は関連する製品若しくはサービスの販売の中止を余儀なくされ

る可能性があります。多くの場合、製品サプライヤー又はサービスプロバイダーの行為に関連して生じた金銭的損害については、スプリントは賠償を受けることができるものと考えています。

- (d) 2013年10月、FCCの執行部局は、他のライフライン・プロバイダーに対して、明白な責任に関する通知 (notices of apparent liability、以下「NAL」) を発行し、政府による監査において発見されたキャリア内重複アカウント発行に関する罰金を科しました。これらの監査では、少数ではありますが、潜在的にキャリア内で重複発行されているアカウントで、スプリントのアシュアランス・ワイヤレス事業に関連しているものも発見されました。スプリントに関しては未だにNALは発行されておらず、NALが発行されるか否かは不明です。また、処罰がなされた場合の請求額をスプリントが合理的に見積もることも不可能です。
- (e) その他の複数の訴訟、調査、手続及び請求は、現状、実際に主張されているものであるか否かを問わず、また、大企業特有といわれるクラス・アクションや知的財産の問題を含めて、スプリント又はその子会社に対して行われる可能性があるもの、又は行われようとしているものです。販売、使用又は資産に関する税や手数料のような、国家又は州に関わる数々の問題を含めて、法律又は規制の解釈を誤った場合、スプリントは支払いを余儀なくされる可能性があります。2018年9月30日に終了した3カ月間において、スプリントはこれまで114百万米ドルを積み立てていた州の税金の件について和解しました。この和解による当社の財政状態及び経営成績に重大な影響はありません。

c. ブライトスターおよびその子会社を当事者とする訴訟等

ブライトスターおよびその子会社は、ラテンアメリカ諸国を中心とする世界各地において、税務紛争、労働紛争、契約紛争その他現在係争中の複数の紛争を含む法的手続及び行政手続の当事者となっています。主なものとして、ブラジルの税務当局とブライトスターの子会社との間で、複数の行政手続又は訴訟が係属し、税務当局との認識の違い等により同会社が本来支払うべきであった税金の一部等として、合計約170百万米ドルの支払い等を求められています。

5. 財務制限条項

(1) ソフトバンクグループ(株)の有利子負債に付されている財務制限条項

ソフトバンクグループ(株)の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- a. 事業年度末におけるソフトバンクグループ(株)の純資産の額が、前事業年度末におけるソフトバンクグループ(株)の純資産の額の75%を下回らないこと。
- b. 連結会計年度末における当社の連結財政状態計算書およびソフトバンク(株)の事業年度末における貸借対照表において債務超過とならないこと。
- c. 当社の連結損益計算書において営業損益または親会社の所有者に帰属する純損益が2期連続損失とならないこと。
- d. 借入契約で定める調整後純有利子負債(注1)またはレバレッジレシオ(注2)が、各連結会計年度末および第2四半期末日において、それぞれ一定の金額または数値を上回らないこと。

- (注1) 調整後純有利子負債：連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額。なお、スプリントなどの上場子会社を対象から除くなど一定の調整あり。
- (注2) レバレッジレシオ：調整後純有利子負債÷調整後EBITDA (注3)
- (注3) 調整後EBITDA：スプリントなどの上場子会社を対象から除くなど、一定の調整をしたEBITDA。

(2) ソフトバンク(株)の有利子負債に付されている財務制限条項

ソフトバンク(株)の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- a. 連結会計年度末および第2四半期末において、ソフトバンク(株)の連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- b. 事業年度末および第2四半期末において、ソフトバンク(株)の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- c. ソフトバンク(株)の連結損益計算書において営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- d. ソフトバンク(株)の損益計算書において営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- e. ソフトバンク(株)の連結会計年度末および第2四半期末のネットレバレッジ・レシオ(注1)が一定の数値を上回らないこと。

(注1) ネットレバレッジ・レシオ：ネットデット(注2)÷調整後EBITDA(注3)

(注2) ネットデット：ソフトバンク(株)の連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、資産流動化(証券化)の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。

(注3) 調整後EBITDA：EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(3) スプリントの有利子負債に付されている財務制限条項

スプリントの有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- a. スプリントの有利子負債の一部である239億米ドルについては支配権の異動が発生した場合および格付機関による格付が一定程度低下した場合は、債権保有者に買取請求権が発生します。
- b. 毎四半期末日においてスプリントの調整後債務(注1)を調整後EBITDA(注2)で除した値が、契約で定められた上限値を超えてはならず、スプリントがこの条項に抵触した場合には、有利子負債の早期返済を求められる可能性があります。なお、2019年3月31日における上限値は3.75です。

(注1) 調整後債務：スプリントの債務(営業債務を除く)および債務保証額等の合計から金融機関との契約で定められた金額を除くなど一定の調整をしたもの。

(注2) 調整後EBITDA：直近4四半期のEBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 子会社の支配喪失に伴う利益

2018年6月26日に、当社の英国子会社であるArm Limitedは、中国における同社の半導体テクノロジーIP事業を合併で行うことを目的として、同社の中国完全子会社であるArm Technology (China) Co., Ltd. (以下「Arm China」) の持分の51%を、845百万米ドルで複数の機関投資家およびアームの顧客ならびにその代理会社へ売却しました。

この結果、Arm Chinaは当社の子会社に該当しないこととなり、新たに当社の持分法適用関連会社となりました。

本取引に基づき認識した子会社の支配喪失に伴う利益は176,261百万円です。

2. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業

(1) 連結損益計算書に含まれるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の損益

a. 概要

当社の連結損益計算書には、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業を構成するすべての事業体の損益、すなわち、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの損益、各ファンドのジェネラル・パートナーの損益、各ファンドのマネージャーであるSBIAの損益が含まれます。ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの損益のうち、外部投資家に帰属する金額は、営業外費用の「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分の増減額」として計上されます。この結果、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の税引前利益額には、当社に帰属するリミテッド・パートナーとしての損益、SBIAの管理報酬および成功報酬が含まれています。

- b. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の損益
 ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の損益は下記の通りです。

(単位：百万円)

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよび デルタ・ファンドからの投資損益	
投資の売却による実現損益（注1）	296,531
投資の未実現評価損益	
当期計上額	1,378,553
過年度計上額のうち実現損益への振替額 （注2）	△365,325
投資先からの利息配当収益	4,522
為替換算影響額（注3）	△11,443
	<u>1,302,838</u>
営業費用	△46,197
ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよび デルタ・ファンドからの営業利益	<u>1,256,641</u>
財務費用（支払利息）（注4）	△33,141
為替差損益	68
デリバティブ関連損益（注5）	177,373
ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよび デルタ・ファンドにおける外部投資家持分の増減額	△586,152
その他の営業外損益	△232
税引前利益	<u><u>814,557</u></u>

（注1）ソフトバンク・ビジョン・ファンドは、2018年8月に、Flipkart Private Limited株式を売却し、その投資利益146,682百万円を計上しています。

また、2017年11月以降から順次実施したNVIDIA株式を活用したカラー取引を、2019年1月に解消し、対象であったNVIDIA株式を借入金の返済に充当しました。返済の充当に使用したNVIDIAへの投資は、当該充当により実現したものとみなします。さらに、同月において当該カラー取引の対象ではなかったNVIDIA株式の全てを売却しました。これらの取引に伴い、過年度に「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として計上したNVIDIA株式に係る未実現評価損益の金額と、当期における同株式にかかる公正価値変動額の合計金額を「投資の売却による実現損益」として計上しています。なお、カラー取引から発生した損益は、「デリバティブ関連損益」として計上しています。

（注2）過年度に「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として計上していたNVIDIA株式にかかる投資の未実現評価損益について、同社への投資の実現に伴い、「投資の売却による実現損益」に振り替えた金額です。

（注3）投資の未実現評価損益は当該評価損益が生じた四半期の平均為替レートを用いて換算する一方、投資の売却による実現損益は当該株式を処分した四半期の平均為替レートを用いて換算します。「為替換算影響額」は、未実現評価損

益と実現損益の換算に使用する為替レートの差により生じた金額です。

(注4) 2019年3月31日に終了した1年間における連結消去前の金額は△33,643百万円です。

(注5) 主にNVIDIA株式を活用したカラー取引に係るものです。

(2) ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分

a. リミテッド・パートナーが拠出する資金の種類と各資金に係る分配の性質

リミテッド・パートナーが拠出する資金は、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントの定める分配の性質により、エクイティとプリファード・エクイティに分類されます。プリファード・エクイティは、その分配と拠出した資金の返還において、エクイティに優先します。ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの投資成果は、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントの定める配分方法に従って当社と外部投資家からなるリミテッド・パートナーの持分とSBIAの持分（成功報酬）に分配されます。配分されたリミテッド・パートナーの持分は、その拠出したエクイティの割合に応じて各リミテッド・パートナーの持分となります。当該持分は、投資の売却や配当および株式の資金化により、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに資金が流入した後、各リミテッド・パートナーに成果分配額として支払われます。プリファード・エクイティを拠出したリミテッド・パートナーには、その拠出したプリファード・エクイティの金額に対して年率7%で算定された固定分配額が、原則、毎年6月および12月の最終営業日に支払われます。以下において、エクイティを拠出した外部投資家を成果分配型投資家、プリファード・エクイティを拠出した外部投資家を固定分配型投資家と呼びます。

b. 外部投資家持分の期中増減表

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分の期中の増減は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	外部投資家持分	
	(流動負債と非流動負債の合計)	
	(内訳)	
2018年4月1日	1,844,679	
外部投資家からの払込による収入	2,133,682	
外部投資家持分の増減額	586,152	
固定分配型投資家帰属分		102,712
成果分配型投資家帰属分		483,440
外部投資家に対する分配額	△267,400	
固定分配額		△91,694
成果分配額 (注)		△175,706
外部投資家に対する返還額	△218,988	
外部投資家持分に係る為替換算差額	58,840	
2019年3月31日	4,136,965	

(注) SBIAは投資の成果に対する成果報酬を受領する権利があります。ただし、ソフトバンク・ビジョン・ファンドの投資期間（原則2022年11月20日まで）の間に資金化された投資に対する成果報酬相当額は、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントの定めにより、SBIAへの支払が留保され、一時的にリミテッド・パートナーに支払われます。当該成果報酬相当額は、投資期間後の成果分配において、リミテッド・パートナーへの分配額から控除され、SBIAに支払われます。なお、2019年3月31日に終了した1年間における成果分配額には、一時的にリミテッド・パートナーに支払われた成果報酬額が△47,979百万円含まれています。

c. 外部投資家に対するキャピタル・コールの将来実行可能額

2019年3月31日におけるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの外部投資家に対するキャピタル・コールの将来実行可能額は307億米ドルです。

(3) SBIAの管理報酬および成功報酬

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の税引前利益額に含まれるSBIAの管理報酬および成功報酬の性質は以下の通りです。

a. SBIAの管理報酬

SBIAへの管理報酬は、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントに基づき、拠出されたエクイティ額に対して原則年率1%で計算されます。当該管理報酬は、四半期ごとに各ファンドからSBIAへ支払われますが、将来の投資成績を反映した一定の条件に基づくクローバック条項が設定されています。

b. SBIAの成功報酬

SBIAへの成功報酬は、成果分配同様、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントに定められた配分方法に基づき算定されます。SBIAは、投資の売却や配当および株式の資金化により、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに資金が流入した後、当該成功報酬相当額を受け取ります。

ただし、ソフトバンク・ビジョン・ファンドの投資期間（原則2022年11月20日まで）の間に資金化された投資に対する成功報酬相当額は、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントの定めにより、SBIAへの支払が留保され、一時的にリミテッド・パートナーに支払われます。一時的にリミテッド・パートナーに支払われた成功報酬相当額は、投資期間後の成果分配におけるリミテッド・パートナーへの分配額から控除され、SBIAに支払われます。また、投資期間後においても、受け取った成功報酬には、将来の投資成績に基づく一定の条件の下、クローバック条項が設定されています。

3. その他の営業損益

その他の営業損益の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

ソフトバンク事業	
その他	△81
スプリント事業	
固定資産の処分損失（注1）	△126,169
訴訟関係	△8,309
有利なリース契約取崩額	△3,810
取引解約損益	10,800
その他	△60
ヤフー事業	
企業結合に伴う再測定による利益	3,751
その他	△6,669
その他	
子会社清算損失（注2）	△14,842
フォートレスにおける持分法による投資損益	△1,473
合計	<u>△146,862</u>

（注1）主に、資産化した基地局建設費用について、スプリントのネットワーク計画変更に伴い使用見込みがなくなったことによる損失54,744百万円、および契約期間満了前に解約されたリース契約に係るリース携帯端末について、顧客からスプリントへ未返却のため生じた損失71,425百万円を認識しました。

（注2）当社100%子会社のKahon 2 Oyを清算したことにより、当該子会社に係る為替換算調整勘定が実現したことによるものです。

4. 財務費用

財務費用の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

支払利息	△633,769
------	----------

5. デリバティブ関連損益

アリババ株式先渡売買契約に含まれるカラー取引に関するデリバティブ関連利益を2,876百万円計上しました。詳細は「(その他の注記) 1.アリババ株式先渡売買契約取引」をご参照ください。

また、ソフトバンク・ビジョン・ファンドにおいてデリバティブ関連利益を177,373百万円計上しました。詳細は「(連結損益計算書に関する注記) 2.ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業 (1) 連結損益計算書に含まれるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の損益 b. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の損益」をご参照ください。

6. その他の営業外損益

その他の営業外損益の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
持分変動利益（注1）	44,068
FVTPLの金融商品から生じる損益	38,443
受取利息	32,404
持分法適用除外に伴う再測定益（注2）	24,842
為替差損益	11,145
持分法投資の減損損失（注3）	△55,292
社債償還損	△14,538
その他	1,196
合計	<u>82,268</u>

(注1) 主にアリババにおいてストックオプションの権利行使により、当社のアリババに対する持分が変動したことに伴い発生した利益です。

(注2) 当社の持分法適用関連会社であったインドネシアのPT Tokopediaに関連して発生した持分法適用除外に伴う再測定益を21,903百万円計上しました。当社は、PT Tokopediaについて、2018年9月に当社の議決権の一部の行使を他の株主に委任する契約を締結しました。これにより、当社がPT Tokopediaに対し行使できる議決権数が減少し重要な影響力がなくなったことから、同社を持分法適用関連会社から除外し、保有する資本持分を持分法適用除外日の公正価値で再測定しました。その後、2018年12月31日に終了した3カ月間において、同社に対する投資の全てが、当社からソフトバンク・ビジョン・ファンドへ移管されました。同社の持分法適用関連会社からの除外およびソフトバンク・ビジョン・ファンドへの移管に伴い、持分法適用除外直前の帳簿価額から移管価額までの差額21,903百万円を「持分法適用除外に伴う再測定益」に、移管価額から持分法適用除外日の公正価値までの差額67,306百万円を「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」に計上しています。

(注3) OneWeb Global Limitedへの投資について、業績および直近の事業計画が当社の当初出資時の事業計画と比べ下回っていることから減損テストを実施し、49,549百万円の減損損失を認識しました。OneWeb Global Limitedに対する投資の回収可能価額は、インカム・アプローチを用いて測定した処分費用控除後の公正価値を用いています。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 2019年3月31日における発行済株式の種類および株式数

普通株式 1,100,660,365株

なお、(重要な後発事象に関する注記)に記載の通り、2019年5月9日の取締役会決議において、2019年6月27日を基準日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行なうことを決議しました。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	23,969	22	2018年3月31日	2018年6月21日	利益剰余金
2018年10月31日 取締役会	普通株式	23,982	22	2018年9月30日	2018年12月10日	利益剰余金

(2) 基準日が2019年3月31日に終了した1年間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	23,184	22	2019年3月31日	2019年6月20日	利益剰余金

3. 2019年3月31日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類および数

普通株式 3,184,000株

4. その他の資本性金融商品

当社は2017年7月19日に、米ドル建ノンコール6年永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)および米ドル建ノンコール10年永久劣後特約付社債(利払繰延条項付)(以下あわせて「本ハイブリッド社債」)を発行しました。

本ハイブリッド社債は、利息の任意繰延が可能であり償還期限の定めがなく、清算による残余財産の分配時を除き現金またはその他の資本性金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を有していることから、IFRS上資本性金融商品に分類されます。

また、利払日である2018年7月19日および2019年1月22日において利息の支払が完了しており、「その他の資本性金融商品の所有者に対する分配」として、連結持分変動計算書において「利益剰余金」がそれぞれ16,087百万円および15,649百万円減少しています。

なお、2019年3月31日時点において、支払が確定していないためその他資本性金融商品の所有者に対する分配として認識していない経過利息の金額は、6,333百万円です。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、多岐にわたる事業を展開しており、事業を営む上で様々な財務上のリスク（為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク）が発生します。当社は、当該財務上のリスクの未然防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

なお、当社におけるデリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、実需に伴う取引に限定し、定められた取引執行手続を経た上で実行しています。

(1) 市場リスク

a. 為替リスク

当社は、投資、出資および合併会社設立などを通じた国際的な事業展開を行っています。また、外貨建借入金および社債発行、海外子会社との外貨建貸付および借入れや、海外取引先と外貨建取引を行っています。これらの結果として、主に米ドル、インドルピーおよびイギリスポンドのレートの変動によって生じる為替リスクに晒されています。当社は、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングおよび当社の為替エクスポージャーの管理を行っています。また、当該リスクを回避する目的で為替予約取引、通貨スワップ取引および金利通貨スワップ取引を利用しています。

b. 価格リスク

当社は、事業戦略上の目的で上場株式などの活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。当社は、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的なモニタリングを行っています。

c. 金利リスク

当社は、有利子負債による資金調達を行っています。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されています。変動金利の有利子負債は、金利上昇によって支払利息が増加するリスクがあります。当社は、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、一部の変動金利の借入金および社債については金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップ契約および金利通貨スワップ契約等のデリバティブ取引を利用しています。また、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングを行っています。

(2) 信用リスク

当社は、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、契約資産およびその他の金融資産（預金、株式、債券およびデリバティブなど）において、取引先の信用リスクがあります。当社は、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。また、当該リスクの管理のため、当社は、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しています。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 流動性リスク

当社は、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、資金の運用については、主に短期的な預金およびMMFなどにより運用しています。また、当社は、流動性資金およびキャッシュ・フローの予算と実績について継続的にモニタリングしています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の帳簿価額および公正価値は、以下の通りです。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、下表には含めていません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから、下表には含めていません。

	(単位：百万円)	
	帳簿価額	公正価値
有利子負債（非流動）		
長期借入金	4,910,794	4,949,288
社債	6,538,785	6,766,365
リース債務	749,252	757,915
割賦購入による未払金	5,315	5,513
合計	<u>12,204,146</u>	<u>12,479,081</u>

(1) 金融商品の公正価値の算定方法

上記の金融負債の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 長期借入金

活発な市場における相場価格を利用可能な場合、当該相場価格を使用して測定しています。活発な市場における相場価格を使用できない場合、1年内返済予定を除く変動金利付の長期借入金の公正価値は、市場金利等の観察可能なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しています。1年内返済予定を除く固定金利付の長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の信用スプレッドを含む金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

b. 社債

1年内償還予定を除く社債の公正価値は、主として市場における同一銘柄の相場価格により測定しています。

c. リース債務

1年内返済予定を除くリース債務の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

d. 割賦購入による未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

(2) 有利子負債および銀行業の預金の期日別残高

有利子負債および銀行業の預金の期日別残高は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	帳簿 残高	期日別 残高合計	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有利子負債								
短期借入金	499,179	499,979	499,979	-	-	-	-	-
コマーシャル・ ペーパー	42,000	42,000	42,000	-	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定含む)	5,628,813	5,694,286	719,494	1,568,924	577,663	534,694	1,090,046	1,203,465
社債 (1年内償還予定含む)	7,581,038	7,641,406	1,041,234	326,485	1,225,718	766,176	1,129,565	3,152,228
リース債務	1,186,649	1,186,649	437,397	322,813	221,787	137,171	52,241	15,240
株式先渡契約金融負債	730,601	732,534	732,534	-	-	-	-	-
割賦購入による 未払金	16,826	17,173	11,734	2,723	2,238	404	46	28
銀行業の預金 (注)	768,048	768,224	745,953	6,038	5,951	3,160	2,773	4,349
合計	16,453,154	16,582,251	4,230,325	2,226,983	2,033,357	1,441,605	2,274,671	4,375,310

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分 6,760円66銭

基本的1株当たり純利益 1,268円15銭

(注) 「1株当たり親会社所有者帰属持分」に使用する親会社所有者帰属持分は、「親会社の所有者に帰属する持分」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割

当社は、2019年5月9日の取締役会決議において、株式分割および定款の一部変更を行うことを決議しました。

(1) 株式分割の目的

当社普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げること、投資家の皆様がより当社株式へ投資しやすい環境を整え、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の方法

a. 分割により増加する株式数

当社普通株式として、2019年6月27日最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数とします。

本株式分割による増加株式数	: 1,100,660,365株
本株式分割前の発行済株式総数	: 1,100,660,365株
本株式分割後の発行済株式総数	: 2,201,320,730株

b. 分割の方法

2019年6月27日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割します。

c. 基準日

2019年6月27日

d. 効力発生日

2019年6月28日

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

本株式分割に伴い、会社法第184条第2項に基づき、本株式分割の効力発生日である2019年6月28日に、当社の発行可能株式総数を3,600,000,000株から7,200,000,000株に増加する定款の変更を行います。

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が2019年3月31日に終了する1年間の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下の通りです。

	2019年3月31日に 終了した1年間
1株当たり親会社所有者帰属持分	3,380円33銭
基本的1株当たり純利益	634円08銭

(その他の注記)

1. アリババ株式先渡売買契約取引

(1) 取引の概要

当社の100%子会社であるWest Raptor Holdings, LLC (以下「WRH LLC」) は、2016年6月10日、新設されたMandatory Exchangeable Trust (以下「Trust」) との間で、Trustへのアリババ株式の売却に係る先渡売買契約を締結し、売却代金の前受けとして578,436百万円(54億米ドル)を受領しました。

一方、Trustは、当該先渡売買契約に基づき決済時にWRH LLCより将来引き渡される予定のアリババ株式を活用し、アリババの米国預託株式(以下「アリババADS」)へ強制転換される他社株強制転換証券(Mandatory Exchangeable Trust Securities以下「Trust Securities」)を総額66億米ドル発行しました。

WRH LLCがTrustより受領した54億米ドルは、Trust Securitiesの発行総額66億米ドルから、TrustがTrust Securitiesの購入者への利払いに備えた米国債の購入金額およびTrust Securitiesの発行のために必要な諸経費を除いた金額です。

当該先渡売買契約に基づくアリババ株式の決済は、Trust Securitiesの転換日(2019年6月3日)に実施される予定です。Trust Securitiesはその転換日において、1証券当たり一定数のアリババADS(当該時点におけるアリババADSの取引価格を参照して決定)に転換されますが、先渡売買契約で受け渡されるアリババ株式の数はこのアリババADSの数に基づき決定されます。決済株数にはキャップおよびフロアの設定があり、当該先渡売買契約はカラー取引の組込デリバティブを含む混合金融商品となります。

(2) 売却目的保有に分類された資産

当該契約において当社は、アリババ株式による決済のほか、現金、または現金およびアリババ株式の組み合わせによって決済するオプション(以下「現金決済オプション」)を保有していますが、当社は、当該先渡契約の決済において現金決済オプションを行使せず、アリババ株式で決済する可能性が高くなったことから、2019年3月31日現在の連結財政状態計算書において、決済対象となるアリババ株式を「持分法で会計処理されている投資」から「売却目的保有に分類された資産」へ224,201百万円振り替えました。

当該先渡契約で受け渡されるアリババ株式数はObservation Period間のアリババ株式の株価動向によって決定され、「売却目的保有に分類された資産」へ分類されたアリババ株式の株数は、2019年3月31日現在のアリババ株式の株価に基づき計算した株数としています。当該「売却目的保有に分類された資産」は売却費用控除後の公正価値(売却予定価格)が帳簿価額を上回っていることから、帳簿価額で測定しています。

(3) 株式先渡契約金融負債およびデリバティブ

当社は2016年6月10日、当該先渡売買契約について主契約と組込デリバティブに分離して会計処理を行い、578,436百万円の入金に対し、当初認識額として株式先渡契約金融負債を674,023百万円、デリバティブ資産を95,587百万円計上しました。当初認識後は、株式先渡契約金融負債は償却原価で測定し、組込デリバティブは公正価値により測定しており、2019年3月31日現在における連結財政状態計算書上、有利子負債(流動負債)に1年内決済予定の株式先渡契約金融負債を730,601百万円、デリバティブ金融負債(流動負債)を749,846百万円、それぞれ計上し、2019年3月31日に終了した1年間における連結損益計算書上、デリバティブ関連利益を2,876百万円計上しました。

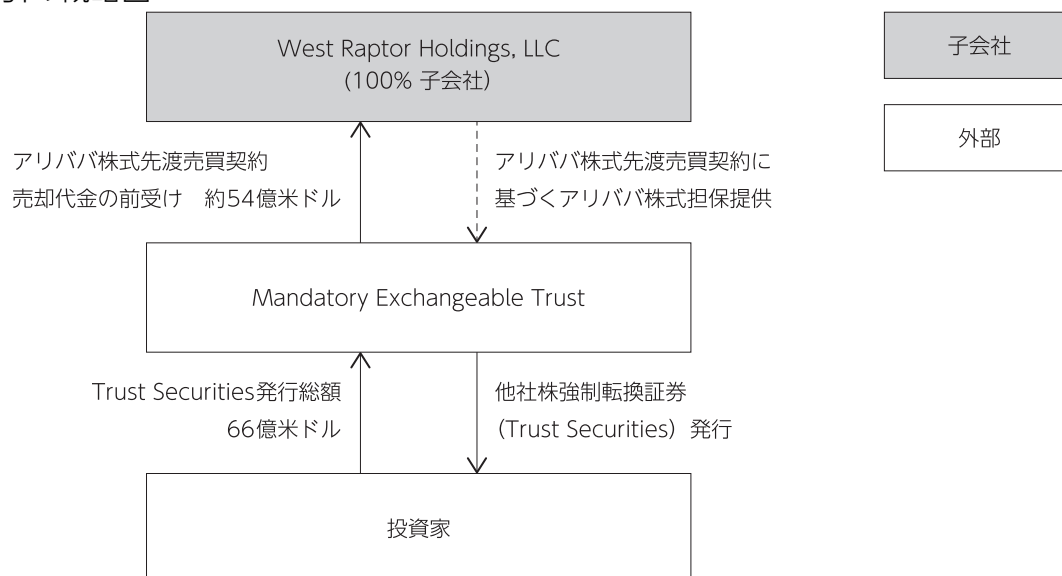
当該先渡売買契約に基づき、WRH LLCは保有するアリババ株式をTrustへ担保として提供しています。当社が担保に供しているアリババ株式の帳簿価額は以下の通りです。

(単位：百万円)

2019年3月31日

売却目的保有に分類された資産	224,201
持分法で会計処理されている投資	39,256

<本取引の概略図>



2. 法人所得税

2018年12月19日、ソフトバンク(株)は東京証券取引所市場第一部に上場しました。本上場に際し、当社の100%子会社であるソフトバンクグループジャパン(株)は、所有するソフトバンク株式の一部(所有割合33.50%)を売出し、手取金2,349,832百万円を受領しました。この結果、当社のソフトバンク(株)に対する所有割合は99.99%から66.49%となりました。ソフトバンク(株)は引き続き当社の子会社に該当するため、連結上のソフトバンク株式売却益に対応する法人所得税相当額750,804百万円は「支配継続子会社に対する持分変動」として資本剰余金から控除しています。

本取引に伴い繰延税金資産を認識していなかった繰越欠損金を使用したことにより、法人所得税が345,228百万円減少しました。また、繰延税金資産を認識していなかったソフトバンク(株)に対する投資に関する将来減算一時差異の解消により、法人所得税が60,349百万円減少しました。

3. スプリントのTモバイルとの合併について

2018年4月29日(米国東部時間)、スプリントとT-Mobile US, Inc. (以下「Tモバイル」)は、スプリントとTモバイルの全ての対価を株式とする合併による取引に関して最終的な合意に至りました。本取引における合併比率は、スプリント株式1株当たりTモバイル株式0.10256株(Tモバイル株式1株当たりスプリント株式9.75株)です。

本取引はスプリントとTモバイルの株主および規制当局の承認、その他の一般的なクロージング要件の充足を必要とします。本取引のクロージングは、2019年半ばまでに行われることを見込んでいます。

本取引実行後、統合後の会社は当社の持分法適用関連会社となり、スプリントは当社の子会社ではなくなる見込みです。

スプリントとTモバイルは、本取引に対する米国規制当局の承認を得るため、2018年5月24日に米国司法省に米国独占禁止法に係る届出書を提出しました。また、同年6月18日に米国連邦通信委員会に合併承認申請書を提出し、同年7月18日に受理されました。同年12月17日に対米外国投資委員会（CFIUS：Committee on Foreign Investment in the United States）から承認を得ました。

(1) 合併の目的

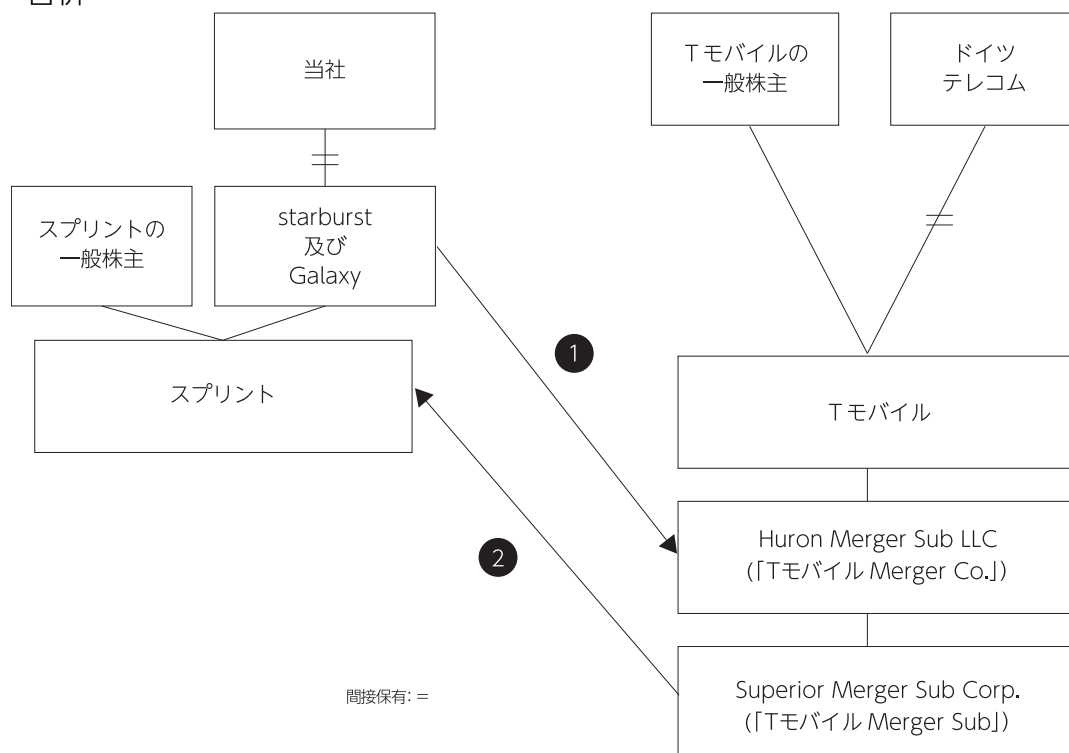
当社は、本取引により想定される大きなシナジーによる統合会社の価値の増大が当社の保有資産価値向上に貢献し、結果として当社の株主にとっての株式価値の向上につながると考えています。

当社は、統合後の会社（以下「新会社」）が、米国の移動通信、動画、ブロードバンド市場における変革の原動力となり、コストの低減とともに規模の経済性を確保することにより、米国の消費者や企業に、より手ごろな価格、高い品質、比類の無い価値やさらなる競争をもたらすと考えています。

(2) 本取引の概要

本取引は、2件の連続し、かつ関連する合併を伴う株式を対価とする取引として実行されます。

a. 合併



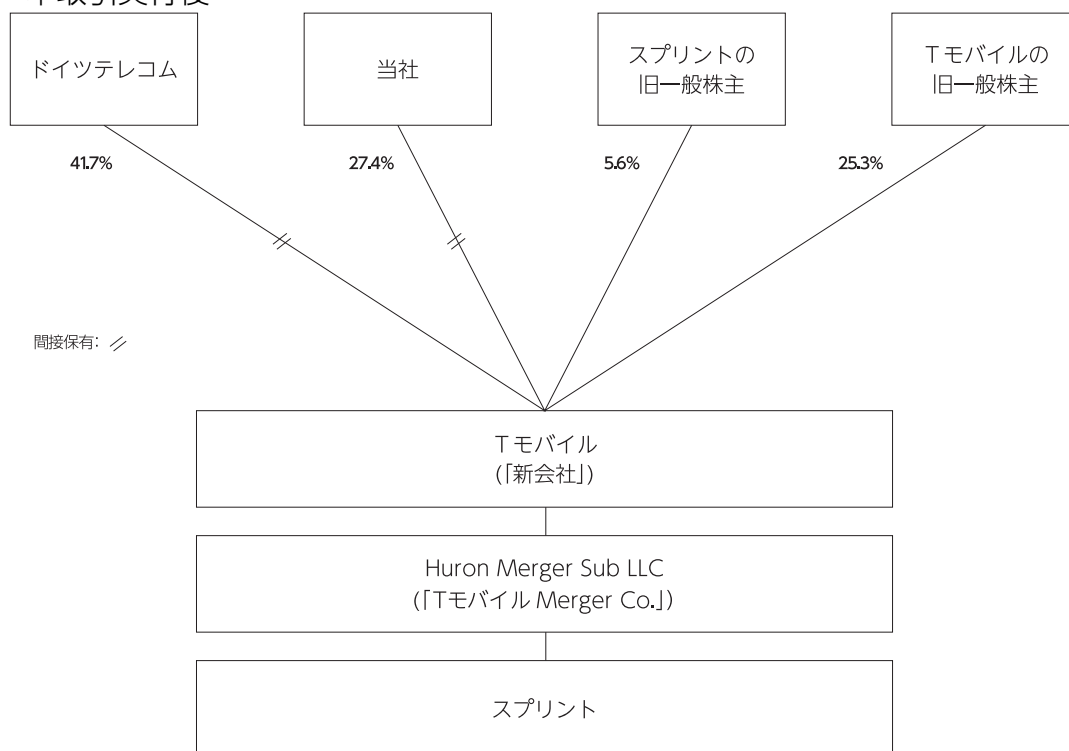
スプリントおよびTモバイルの株主による承認ならびに規制当局の承認、その他の本取引の実行前提条件が充足または放棄された後、Starburst I, Inc.とGalaxy Investment Holdings, Inc.は、それぞれ、Tモバイルが直接保有する米国子会社であるHuron Merger Sub LLC（以下「TモバイルMerger Co.」）との間で同社を存続会社とする吸収合併（以下、総称して「第一合併」）を行います。

第一合併の直後、TモバイルMerger Co.が直接保有する米国子会社であるSuperior Merger Sub Corp.（以下「TモバイルMerger Sub」）は、スプリントとの間で同社を存続会社とする吸収合併（以下、第一合併と総称して「本合併取引」）を行います。

本合併取引の結果として、以下の通りとなります。

- ・ スプリントは、新会社が間接的に保有する完全子会社となります。
- ・ 当社は新会社の普通株式の約27.4%（完全希薄化ベース）を間接的に保有します。
- ・ スプリントの普通株式を購入する権利（スプリントの従業員株式購入プランに基づくものを除きます。）は、新会社の普通株式を購入する権利に転換されます。

b. 本取引実行後



本取引実行後、新会社の普通株式は、Deutsche Telekom AG（以下「ドイツテレコム」）が約41.7%、当社が約27.4%、一般株主が約30.9%をそれぞれ保有する予定です（各割合は完全希薄化ベースの概数であり、間接保有分を含みます。）。

新会社の取締役会は、14名の取締役からなり、内9名はドイツテレコムによる指名、4名は当社による指名となる予定です。

一定の除外事由の適用を受ける場合を除き、①当社およびその支配する関係会社が直接的または間接的に保有する新会社の株式については、ドイツテレコムに対して、議決権行使に係る指図権（当社が直接または間接的に保有する新会社の議決権について、ドイツテレコムが当社にその行使内容/方法を指図する権利）が付与されているほか、一定の譲渡制限およびドイツテレコムのための先買権が付されており、②ドイツテレコムお

よびその支配する関係会社が直接的または間接的に保有する新会社の株式については、当社のための先買権および一定の譲渡制限が付されています。さらに、当社およびドイツテレコム（それぞれの一定の関係会社を含みます。）は、それぞれ、新会社株式の保有割合が合意された一定の基準を下回るまで、一定の競業制限に服します。

本取引のクロージングは、2019年半ばまでに行われることを見込んでいます。

(3) 新会社の概要

a. 社名	T-Mobile US, Inc.
b. 所在地	米国ワシントン州ベルビュー（本店所在地） 米国カンザス州オーバーランドパーク（従たる本店所在地）
c. 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer John Legere
d. 事業内容	通信事業
e. 大株主および持株比率 （概算） ^(注)	ドイツテレコム 41.7% 当社 27.4%

(注) 当社によるワラント行使に係る潜在株式数を含めた株式数（間接保有分を含む。）を基に算出（完全希薄化ベース）

(4) 本合併取引の前後における当社所有株式の状況^(注1)

a. 本合併取引前のスプリントの所有株式数 （2018年4月25日現在）	3,445,374,483株 （議決権の数：3,445,374,483個） （議決権所有割合：83.0%）
b. 本合併取引後の新会社の所有株式数 ^(注2)	353,357,607株 （議決権の数：353,357,607個） ^(注3) （議決権所有割合：27.4%）

(注1) 間接保有分を含む株式数（ワラント行使に係る潜在株式数を含みます。）を基に算出

(注2) 間接保有分を含む株式数（ワラント行使に係る潜在株式数を含みます。）を基に算出（完全希薄化ベース）

(注3) 当該議決権の行使に係る指図権がドイツテレコムに付与されています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの : 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ : 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 : 定額法

(2) 無形固定資産 : 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 (子会社に対するものを除く) については貸倒実績率により、子会社への債権および貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、ソフトバンクグループ(株)所定の計算方法による支給見込額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 : 償還期間にわたり月割償却しています。

(2) ヘッジ会計の方法

通貨スワップ

イ. ヘッジ会計の方法

振当処理によっています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

: 通貨スワップ

ヘッジ対象

: 外貨建社債および外貨建社債の利息

ハ. ヘッジ方針

社内規程に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っています。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップは振当処理によっており、ヘッジの有効性の評価は省略しています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(会計基準の改正等に伴う会計方針の変更)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の適用

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用しています。

なお、これによる影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

また、税効果会計に関する注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（1）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しています。

損益計算書

「関係会社受取配当金」については、従来、営業外収益に区分表示していましたが、ソフトバンクグループ(株)の役割および機能がソフトバンクグループ群戦略を遂行する投資を中心とした戦略的持株会社へ移行し、収益構造の中心がブランド料収入から関係会社からの投資成果の配当を受けることへと変化したことを受け、この実態を適切に反映させるために、当事業年度より営業収益として区分表示しています。

なお、この表示方法の変更に伴い従来の「販売費及び一般管理費」を営業費用として区分表示しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,948 百万円

2. 株式等貸借取引契約による借入金

ソフトバンクグループ(株)は、株式等貸借取引契約により消費貸借取引を行っており、契約上その担保として受け入れた現金を次のとおり計上しています。

短期借入金 200,000 百万円

上記取引の対象株式は、ソフトバンクグループ(株)が子会社より株式等貸借取引契約による消費貸借取引にて借り入れた株式の一部であり、ソフトバンクグループ(株)は売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しています。また、貸し出した株式については、借り手は売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しています。

ソフトバンクグループ(株)が上記の子会社より消費貸借取引にて借り入れている株式のうち、自己で保有している株式と貸し出している株式の時価は、それぞれ次のとおりです。

自己保有株式の時価	172,463 百万円
貸し出し株式の時価	286,772
借り入れた株式の時価	459,235 百万円

3. 保証債務等

<u>被保証者(被保証債務の内容)</u>	<u>保証金額</u>
[保証債務]	
SB Crayon (Cayman) Limited (デリバティブ取引)	7,576 百万円
SoftBank Group Capital Limited (オフィス賃借)	1,765
計	9,341
[経営指導念書等]	
SBG Cleantech ProjectCo Private Limited (スポンサーサポート契約)	34,403
計	34,403
合計	43,745 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	607,152 百万円
長期金銭債権	911,463
短期金銭債務	931,715
長期金銭債務	1,720,075

5. 取締役、監査役に対する金銭債権および金銭債務

金銭債権	22,560 百万円
金銭債務	3,201

6. SoftBank Vision Fund L.P.に対する現物出資

ソフトバンクグループ(株)は、SoftBank Vision Fund L.P.に対して現金出資および株式による現物出資をしています。

現金出資は「その他の関係会社有価証券」に計上していますが、現物出資は、金融商品会計に関する実務指針第40項の規定により、譲渡はなかったものとして処理しています。そのため、SoftBank Vision Fund L.P.に対する出資の一部については、「関係会社株式」に計上しています。

「関係会社株式」に計上されているSoftBank Vision Fund L.P.に対する現物出資は次のとおりです。

SVF HOLDCO (UK) LIMITED	610,068	百万円
-------------------------	---------	-----

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	2,070,057	百万円
営業費用	22,824	
営業取引以外の取引高	1,150,955	
うち有価証券の購入	520,050	
清算配当の受取	363,359	
有価証券の売却	120,339	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	46,826,924	株
------	------------	---

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
関係会社株式	817,281	百万円
繰越欠損金	747,425	
グループ法人税制に基づく関係会社 株式売却損の税務上の繰延	202	
繰延資産	16,566	
その他	37,540	
繰延税金資産小計	1,619,014	
税務上の繰越欠損金にかかる 評価性引当額	△747,425	
将来減算一時差異等の合計にかかる 評価性引当額	△684,767	
評価性引当額	△1,432,192	
繰延税金資産合計	186,822	
繰延税金負債		
関係会社株式	△186,822	
グループ法人税制に基づく関係会社 株式売却益の税務上の繰延	△12,725	
特定外国子会社における売却益等 為替差益	△22,573	
その他有価証券評価差額金	△902	
その他	△6,038	
繰延税金負債合計	△2,815	
繰延税金負債の純額	△231,876	
	△45,054	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(注4)	取引の内容	注	取引金額 (注16)	科目	期末残高 (注15, 16)
子会社	ソフトバンク㈱	所有 間接 66.5%	短期資金の回収 (貸付との純額) 利息の受取	6	1,361,127 15,909	短期貸付金 流動資産[その他]	－ －
子会社	ソフトバンクグループ ジャパン㈱(注1)	所有 直接 100%	配当の受取 長期資金の借入 (返済との純額) 利息の支払 出資の払戻	7 8	2,069,777 838,026 2,279 1,677,459	長期借入金 未払費用	1,058,168 122
子会社	ネットカルチャー(同)	所有 直接 100%	増資の引受 長期資金の貸付 (回収との純額) 利息の受取	6	292,009 179,044 1,238	長期貸付金 流動資産[その他]	179,044 －
子会社	スカイウォークファイナ ンス(同)	所有 直接 100.0% 間接 0.0%	長期資金の返済 (借入との純額) 利息の支払 借換関連手数料の支払	7 9	288,260 34,411 4,997	長期借入金 未払費用 未払金 未払費用	551,136 1,210 4,428 794
子会社	S B B M(注2)	－	短期資金の返済 利息の支払	7	9,500 111		
子会社	SoftBank Group Capital Limited	所有 直接 100%	増資の引受 長期資金の貸付 (回収との純額) 利息の受取 短期資金の借入 (返済との純額) 利息の支払 有価証券の譲受	10 6 7 11	1,713,051 290,606 7,140 550,812 1,108 397,816	長期貸付金 流動資産[その他] 短期借入金 未払費用	309,729 6,503 550,812 －
子会社	SB Cayman 1 Ltd.	所有 間接 100%	短期資金の貸付回収 利息の受取	6	875,457 1,860	短期貸付金 流動資産[その他]	－ －
子会社	SB Cayman 2 Ltd.	所有 間接 100%	短期資金の回収 利息の受取	6	814,436 15,190	短期貸付金 流動資産[その他]	－ －
子会社	SoftBank Vision Fund L.P.	－ (注5)	出資 分配金の受取	12	484,701 201,132		
子会社	Kahon 3 Oy	所有 直接 80.0% 間接 20.0%	短期資金の返済 (借入との純額) 利息の支払	7	428,929 237	短期借入金 未払費用	24,160 －
子会社	Kahon 2 Oy (注3)	－	残余財産の受取		363,329		
子会社	SB WW Holdings (Cayman) Limited	所有 直接 100%	出資の引受		273,676		
子会社	SB INVESTMENT HOLDINGS (UK) LIMITED	所有 間接 100%	短期および長期資金の 貸付(回収との純額) 利息の受取	6	157,939 23,280	短期貸付金 長期貸付金 投資その他の資産 [その他]	555,028 156,496 449

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(注4)	取引の内容	注	取引金額(注16)	科目	期末残高(注15, 16)
子会社	SB Crayon (Cayman) Limited	所有 直接 100%	長期資金の貸付 (回収との純額) 利息の受取	6	36,516 3,510	長期貸付金 (注14) 流動資産[その他]	36,516 728
子会社	SoftBank Group Capital Europe Limited	所有 直接 100%	短期資金の借入 (返済との純額) 利息の支払	7	6,456 3,088	短期借入金 未払費用	150,861 -
子会社	SVF GP (Jersey) Limited	所有 直接 100%	組合持分費用	13	6,149		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2018年6月15日付けで、ソフトバンクグループインターナショナル(同)はソフトバンクグループジャパン(株)へ組織変更しています。
- (注) 2. 2019年1月1日を効力発生日として、ソフトバンクグループ(株)はSBBM(株)を吸収合併しました。このため、取引金額は関連当事者であった期首から1月1日までの取引金額を記載しています。
- (注) 3. 2019年3月1日付けで、清算終了しています。
- (注) 4. 子会社で合同会社については、資本金等に対する出資割合を記載しています。
- (注) 5. 出資コミットメント総額に対するソフトバンクグループ(株)のコミットメント割合は28.50%です。
- (注) 6. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
- (注) 7. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
- (注) 8. 主にソフトバンクグループジャパン(株)保有の有価証券による出資の払戻しによるものです。
- (注) 9. 借換関連手数料の支払については、市場の実勢を参考に折衝の上決定しています。
- (注) 10. 主にソフトバンクグループ(株)保有の有価証券の現物出資によるものです。
- (注) 11. 有価証券の購入価格は、対象銘柄の出資割合を勘案して決定しています。
- (注) 12. ソフトバンクグループ(株)の保有するSVF HOLDCO (UK) LIMITED株式の拠出を含みます。
- (注) 13. 組合持分費用の金額については、投資組合契約によっています。
- (注) 14. SB Crayon (Cayman) Limited への長期貸付金に対し、合計 25,422 百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において合計 25,422 百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。
- (注) 15. 当期末レート 1 米ドル = 110.99 円、1 ユーロ = 124.56 円にて換算しています。
- (注) 16. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれていません。

2. 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	取引の内容	注	取引金額 (注7)	科目	期末残高 (注7)
役員および 主要株主(個人)	孫 正義 (孫アセットマネー ジメント(同))	被所有 直接 21.2%	経費の一時立替	1	296	流動資産「その他」	24
			設備使用料 預り保証金の受取		42 -	固定負債「その他」	174
役員	マルセロ・クラウレ	被所有 直接 0.1%	長期資金の貸付 (回収との純額)	2,4 5,6	11,109	長期貸付金	11,109
			利息の受取	2,4 5,6	213	流動資産「その他」	213
役員	佐護 勝紀	被所有 直接 0.1%	長期資金の貸付 (回収との純額)	3,4 6	5,554	長期貸付金	5,554
			利息の受取	3,4 6	52	流動資産「その他」	52
			長期資金の借入	3	3,000	長期借入金	3,000
			利息の支払	3	27	未払費用	27
役員	宮内 謙	被所有 直接 0.2%	長期資金の貸付 (回収との純額)	3,4 6	5,555	長期貸付金	5,555
			利息の受取	3,4 6	52	流動資産「その他」	52

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 設備使用料については、関係会社同様、利用割合に応じて決定しています。
- (注) 2. 貸付利率は市場金利および借入期間に類似するソフトバンクグループ(株)での実績借入利率等を勘案して合理的に算定した固定金利 2.94%、返済条件は 2028 年 5 月 31 日を弁済期日とする満期一括返済で、合意による 2033 年 5 月 31 日までの 5 年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金をソフトバンクグループ(株)へ預託することが可能で、預託した場合、本預託金は借入金として計上します。当該借入利率は貸付利率と同一です。
- (注) 3. 貸付利率は市場金利および借入期間に類似するソフトバンクグループ(株)での実績借入利率等を勘案して合理的に算定した固定金利 1.45%、返済条件は 2023 年 5 月 31 日を弁済期日とする満期一括返済で、合意による 2033 年 5 月 31 日までの 5 年間ごとの 2 回の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金をソフトバンクグループ(株)へ預託することが可能で、本預託金は借入金として計上しています。当該借入利率は貸付利率と同一です。
- (注) 4. 本取引については、借入人の以下の資産が担保として設定されています。
・本貸付金により購入したソフトバンクグループ(株)の株式および当該株式より生じる資金・果実
また、債務不履行時には、ソフトバンクグループ(株)は一定の範囲で借入人の将来のソフトバンクグループ(株)および子会社からの報酬等の一部を留保し、貸付金の弁済に充てる権利(以下「追加的権利」)を有しています。
- (注) 5. 弁済期日前に担保の公正価値が貸付金残高の 70%を下回った場合には、ソフトバンクグループ(株)は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。
- (注) 6. 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利を行使した後の不足額の全額について、ソフトバンクグループ(株)代表取締役である孫正義による保証が付与されています。
- (注) 7. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	5,148円38銭
1株当たり当期純利益	1,818円47銭

(その他の注記)

1. 出資コミットメント

2019年3月31日時点における主なコミットメント残高は次のとおりです。

SoftBank Vision Fund L.P.と代替の投資ビークル	133 億米ドル
SB Delta Fund (Jersey) L.P.	7 億米ドル

2. 資産除去債務

建物の原状回復義務等にかかる資産除去債務については、従来、ソフトバンクグループ(株)が全額負担していましたが、ソフトバンクグループ(株)およびソフトバンク(株)がそれぞれ使用している面積に応じて貸主との間で不動産賃貸借契約を結び直したことに伴い、専有面積の減少分に対応する資産除去債務の残高を一部取り崩しています。資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

2018年4月1日残高	5,226 百万円
時の経過による調整額	36
専有面積の減少に伴う調整額	△3,865
2019年3月31日残高	1,398 百万円

(後発事象)

株式分割

ソフトバンクグループ(株)は、2019年5月9日の取締役会決議において、株式分割および定款の一部変更を行うことを決議しました。

1. 株式分割の目的

ソフトバンクグループ(株)普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、投資家の皆様がよりソフトバンクグループ(株)株式へ投資しやすい環境を整え、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

2. 株式分割の方法

(1) 分割により増加する株式数

ソフトバンクグループ(株)普通株式として、2019年6月27日最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数とします。

本株式分割による増加株式数	: 1,100,660,365株
本株式分割前の発行済株式総数	: 1,100,660,365株
本株式分割後の発行済株式総数	: 2,201,320,730株

(2) 分割の方法

2019年6月27日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割します。

(3) 基準日

2019年6月27日

(4) 効力発生日

2019年6月28日

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

本株式分割に伴い、会社法第184条第2項に基づき、本株式分割の効力発生日である2019年6月28日に、ソフトバンクグループ(株)の発行可能株式総数を3,600,000,000株から7,200,000,000株に増加する定款の変更を行います。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	2,574円19銭
1株当たり当期純利益	909円23銭